

令和7年度デジタルデバイド対策関連講座等実施委託 仕様書

本市では、令和4年3月に「川崎市DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進プラン」を策定し、その中で「デジタルデバイド対策」を重点取組事項に定め、めざす姿として、「市民のICTリテラシーの向上を図り、年齢等を問わず等しく市民がデジタル技術を活用することによる利益を享受できるように」するとし、地域のデジタル人材と連携して取組を進めることとしています。

本委託は、手続きのオンライン化や窓口のデジタル化など、本市が推進するDXによる恩恵を多くの人が享受できるようにするため、スマートフォンに関する講座、教室等を実施するものです。

「デジタルデバイド対策」を効果的に実施するためには、スマートフォンを使い慣れていない市民に向け、わかりやすく、ニーズの多い内容を盛り込んだ講座や教室とする必要があることから、これまでデジタルデバイド対策関連講座を行ってきた事業者・NPO法人等を対象とし、その経験やノウハウを生かした企画案を採択することで、内容の充実した講座、教室、情報交換会等を効率的に行うことが可能となります。このため、参加を希望した事業者・NPO法人等から企画案を募集し、最も優れた企画案を提案した事業者・NPO法人等と随意契約を行います。

1 件名

令和7年度デジタルデバイド対策関連講座等実施委託

2 期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

川崎市内の行政施設等

4 委託項目

(1) スマホ講座等の実施

ア 想定する実施時期

令和7年11月～令和8年3月

イ 想定する実施場所

川崎市内の行政施設等（具体的な実施場所については本市と協議して決定）

ウ 対象者

（ア）地域スマホ相談員育成講座

地域においてスマートフォンの利活用をサポートする意欲がある方

(イ) その他の講座

スマートフォンを所持している人で、スマートフォンの操作が不慣れ方

エ 実施時間

1 回あたり 2 時間程度

オ 講座内容

各講座においては、可能な限り、各受講者の習熟度を考慮した説明内容、説明体制とすること。

(ア) スマホ初心者向け、より便利になるためのスマートフォン講座

スマートフォンの操作、利用方法に関することを 3 項目以上実施すること

(項目例)

- ・インターネットの利用
- ・カメラの使い方
- ・音声アシスタント
- ・その他、スマートフォンの使用が一過性のものとならないよう、スマートフォンを継続して使用できるようなツール等のユースケースの紹介

(イ) スマホ何でも相談会

日々スマートフォンを利用している中で、利用者が疑問に感じていることや、操作に関して不明な点等について、気軽に相談し、その疑問を解消できるような相談会を開催すること。また、疑問を解消しながら、付加情報や、関連する知識についても学習できるよう配慮すること。

(ウ) 川崎市民に必要なスマホ教室

川崎市のオンライン手続き (e-KAWASAKI など) やアプリケーションの内容について紹介するとともに、川崎市の地域性から、市民に必要となるアプリケーションや機能を学習できる教室とすること。

また、スマートフォンの使用が一過性のものとならないよう、スマートフォンを継続して使用できるようなツール等のユースケースの紹介も含めること。

(エ) 地域スマホ相談員育成講座

川崎市のオンライン手続きなど、日常生活や地域におけるスマートフォンの利活用や、マイナンバーカードやマイナポータルの利活用をサポートすることができる地域スマホ相談員の育成講座を実施すること。

カ 想定する回数

(ア)「オ 講座内容 (ア) ～ (ウ)」の講座については、各区 1 回ずつ計 2 1 回

(イ)「オ 講座内容 (エ)」の講座については、市内で 3 回

キ 各回の参加人数

(ア)「オ 講座内容 (ア)、(ウ)、(エ)」の講座については、2 0 名

(イ)「オ 講座内容 (イ)」の講座については、1 0 名

(2) デジタル人材情報交換会の実施

ア 実施内容

地域スマホ相談員育成講座受講者が地域でスマートフォン活用のサポートが効果的にできるよう、サポートに関する相談や好事例の紹介、参加者同士が情報交換できるような会を開催すること。

イ 想定する回数

2回

ウ 各回の参加人数

30名程度

(3) 資料作成

以下の資料を作成すること。なお、作成にあたっては著作物（イラストなど）を無断使用するなど、著作権侵害に該当する行為を行わないこと。

ア 当日使用するテキスト（パワーポイント等で1部）

なおテキストは、プロジェクタを使用し、スクリーンに投影して使用する。

イ アンケート

習得状況の確認や、今後希望する講座内容などを含んだものとする。

(4) チラシ作成及び納品

講座の実施を周知する広報チラシを作成し、講座開始の30日前までに納品すること（納品部数は全講座合計3,000部程度を想定）。なお、作成にあたっては著作物（イラストなど）を無断使用するなど、著作権侵害に該当する行為を行わないこと。

(5) アンケート回収及び集計

ア 各講座実施後に参加者からアンケートを回収すること。

イ 回収したアンケートを集計し、本市に報告すること。

5 前提条件

(1) 具体的な実施日及び会場については、本市と協議して決定する。

(2) 原則として広報、参加者募集、参加者集計については本市が行う。

(3) 原則として実施場所の確保については本市が行う。

(4) スマホを使用した通信費については参加者が負担することとする。

6 成果物

以下資料について、成果物として川崎市に提出すること。なお、以下成果物の著作権、所有権等の権利については、成果物のうち受託者、川崎市、第三者のいずれかが従前から著作権等を保有する範囲を除き、受託者と川崎市が共同で所持するものとする。著作権等を共同で所持する範囲に関する、受託者または川崎市による業務に必要な範囲での改変

及び二次利用については、互いに承諾するものとする。

- (1) 講座テキスト
- (2) 実施報告書
- (3) アンケート結果

7 その他

この仕様書に定めない事項又はこの仕様書に関して疑義が生じたときは、協議の上決定すること。